第千六百二十四号

日

平成十七年

月

曜

十二月五日

目 次

町及び字の区域の変更...... 示

# 告 示

山梨県告示第六百三十五号

の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。 土地区画整理法 (昭和二十九年法律第百十九号) 第百三条第四項の規定による換地処分 市長から次のとおり町及び字の区域を変更する旨の届出があった。なお、この処分は、 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、甲府

平成十七年十二月五日

山梨県知事 Щ 本 栄

彦

 $\odot$ 

変更前の町及び字の区域		変更後の町及び字の区域
町字大北耕地の水路である市有地の一部宮原町字岡田一、二の一に隣接する大里	部里	宮原町字岡田
三、一五八〇の一部、一五八六の一の一一部、一五七八の二の一部、一五六九の四の、一五六九の一の一部、一五六九の四の五六六の一の一部、一五六九の一の一部、一五六九の一の一部、一五四字北耕地一五五九の一の一部、一		大里町字大北耕地

の七、一五五九の一、一五六〇の二、一地の全部並びに一五五六の一、一五五六 二の一の一部、一六〇二の二の一部及び、一五九三の一、一五九三の二、一六〇 九一の二、一五九二の一、一五九二の二五八八の一から一五八八の三まで、一五 六の一三から一五八六の一五まで、一五八六の五から一五八六の九まで、一五八六の二、一五八六の三、一五 三、一五六六の一、一五六六の四、一五六二の五六〇の五、一五六二の一、一五六二の 有地の全部 六の五、一五九三の一及び一五九三の二 六六の五、一五六九の一、一五六九の三 これらの区域に介在する道路である市有 八六の一六の一部、一五八六の一八、一 にこれらの区域に介在する水路である市 に隣接する水路である市有地の一部並び 一五八六の二、一五八六の三、一五八

八二七

の二、一九四六の二及びこれらの区域に大里町字東耕地一九四二の一、一九四二 る道路、水路である市有地の一部 大里町字大北耕地一四九〇の三に隣接す

大里町字北耕地

## 公 告

隣接する水路である市有地の全部

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為 完了した。

平成十七年十二月五日

山梨県知事 Щ 本 栄

彦

開発区域 ( 工区 ) に含まれる地域の名称

甲斐市竜王新町字五反田一〇六七の一、一〇六七の二、一〇六七の三、一〇六七の 一〇六七の五、一〇六七の六、一〇六七の七、一〇六七の八、一〇六九の三の一 一〇六九の四の一部、一〇七三の四、一〇七三の五、一〇七三の六、一〇七三の

Щ

梨

県

公

報

第千六百二十四号

t の一部及び一〇七八の三の一部の区域 一〇七三の八、一〇七三の九、一〇七三の一〇、一〇七三の一一、一〇七八の一

二 公共施設の種類、位置及び区域

水道路路	公共施設の種類
次の図のとおり	位置及び区域

市役所に備え置いて縦覧に供する。 (「次の図」は、 省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び甲斐

開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲斐市竜王新町三百四十二番地二号 株式会社ライフプランニング
代表取締役

河澄博

 $\odot$ 屋外広告物講習会の開催について

習会を開催する。 山梨県屋外広告物条例 (平成三年山梨県条例第三十五号) 第三十四条の規定による講

平成十七年十二月五日

山梨県知事 Щ 本 栄

彦

## 開催日時

一日目 平成十八年二月七日午前九時三十分

二日目 平成十八年二月八日午前九時三十分

## 開催場所

甲府市貢川一丁目五番三十五号 山梨県立文学館 講堂

### Ξ 科目

- 屋外広告物に関する法令
- 屋外広告物の表示の方法に関する事項

2

3 屋外広告物の施工に関する事項

## 兀 受講手数料

一科目につき千円(受講申込書に一科目につき千円に相当する額の山梨県収入証紙

をはり付け、消印しないこと。)

受講手数料は、申込みを取り消し、 又は受講しなかった場合でも還付しない

## 五 受講申込み受付期間

平成十八年一月十日 (火) から同月二十三日 (月) まで (日曜日及び土曜日を除く。)

の午前九時から午後五時まで

六 受講申込書の提出先

七三四) 甲府市丸の内一丁目九番十一号 山梨県土木部建築指導課 ( 電話〇五五 二二三

# 一般競争入札について

のである。 十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るも 次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月

平成十七年十二月五日

山梨県知事

Щ

本

栄

彦

一般競争入札に付する事項

1 購入物品等の名称及び数量

山梨県総合交通センター庁用備品

一式

2 購入物品等の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 納入期限

平成十八年二月二十日

4 納入場所

二 一般競争入札の参加資格 知事が指定する場所 (山梨県南アルプス市下高砂地内)

1 することができる者であること。 必要な資格等(平成十七年山梨県告示第百九十七号)の一に定める競争入札に参加 平成十七年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に

2 この公告に示した物品等を確実に納入できると知事が判断した者であること。

る者であること。 納入する物品等に係るアフターサービスを知事の求めに応じて速やかに提供でき

4 指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこ この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る

## $\equiv$ 入札手続等

1 管理課調度担当 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号四〇〇 電話〇五五 八五〇一 二三三 一三九五 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県出納局

# 2 入札説明書の交付方法

所において交付する。 を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の交付場 例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。) この公告の日から平成十七年十二月二十日(火)までの山梨県の休日を定める条

3 入札説明会の日時及び場所

丸の内一丁目八番五号) 二階会議室 平成十七年十二月十二日 (月)午後三時 山梨県県民情報プラザ(山梨県甲府市

4 入札参加資格確認申請書の提出方法

前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに山梨県出納局管理課調度担当 に持参すること。 この公告の日から平成十七年十二月二十日 (火)までの県の休日を除く毎日、午

5 入札及び開札の日時及び場所

の内一丁目八番五号) 二階会議室 平成十八年一月十六日 (月)午後二時 山梨県県民情報プラザ(山梨県甲府市丸

6 郵送による入札書の受領期限及び場所

番号四〇〇 平成十八年一月十三日 (金)午後五時までに山梨県出納局管理課調度担当 (郵便 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号) に必着すること。

7 入札方法

当する金額を入札書に記載すること。 り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者 る額を加算した金額 ( 当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切 であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当す

8

第百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。) 反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札 この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違

9 落札者の決定方法

もって有効な入札を行った者を落札者とする。 規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格を

兀

Щ

梨

県 公 報

第千六百二十四号

平成十七年十二月五日

契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2

ならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納付しなければ

3 契約保証金

ならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納付しなければ

契約書作成の要否

5 その他

詳細は、 入札説明書による。

Summary Nature and quantity of the products to be procured

Date and time for tender

Office Furniture of Yamanashi Prefectural General Traffic Center

2:00PM January 16,2006

ယ Bureau in charge

Government, 6-1 Marunouchi 1-chome, Kofu-shi, Yamanashi-Ken 400-8501 JAPAN Procurement Section, Management Division, Treasury, Yamanashi Prefectural

TEL055-223-1395

## 正 誤

ページ	
段	
行	
誤	
正	

ての公告中 平成十七年十一月二十一日掲載の開発行為及び公共施設に関する工事の完了につい

七八五 |下 |終わりから六 甲斐市役所 昭和町役場

発行者	山梨
山梨	県公報
県甲府市丸の内	第千六百二十四号
甲府市丸の内一丁目六番一号	平成十七年十二月五日
印刷所	月五日
(株サンニチ印刷	
甲府市北	
口二丁目六番	
	八三〇